

新型コロナウイルス陽性者確認時の対応について

- 国は新型コロナウイルス感染症に係る感染症法上の入院勧告等の運用の見直しを検討中
- 本県としては、新型コロナウイルスの陽性者確認時は次のとおり対応しており、今後、国における見直し状況を踏まえつつ、感染拡大防止等に対応していく。

主な事務	新型コロナ	五類感染症	本県における対応
入院勧告・措置	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ○症状の有無や程度にかかわらず、全ての陽性者に入院していただき、適切な医療を提供 { 入院時にCT撮影など診察を行い、肺炎等の有無を確認後、必要な医療・療養 } ※見直しによっては、入院費等が公費対象外（自己負担が発生）
無症状病原体保有者への適用	○	—	
疑似症患者への適用	○	—	<ul style="list-style-type: none"> ○疑似症患者（結果判明に数日要する場合、疑い患者として入院勧告）については、本県は当日には結果判明するため基本的に適用する必要は生じない ○積極的疫学調査（接触者＋遡り調査）で感染の連鎖を断ち切る { ・直ちに接触者を把握し、濃厚の有無にかかわらずPCR検査 ・14日間の外出自粛・健康観察と、終了後、希望者に対するPCR検査 } ※医師の届出が7日以内等となった場合、速やかな調査等が不可能⇒まん延・クラスター発生
医師の届出	○ (直ちに)	○ (7日以内) (麻しん等は直ちに)	
患者の定点把握	—	又は ○	